

想 創 奏

第19号

発行人 荒川輝男
 編集人 真頼 正施
 〒536-0013
 大阪市城東区鳴野東 3-18-5
 社会福祉法人そうそうの杜
 Tel 06-6965-7171
 Fax 06-6167-2622

反差別 過激と言われても-----ありのまま生きて-----

障害のある人が、人間らしく生きる。そんな先駆的な運動が日本にも芽生えていた。脳性マヒ (CP) の人たちでつくる「青い芝の会」だ。「踏まれても踏まれても起きあがる芝」から名づけた。

「伝説の人」横田弘 (73) に会った。青い芝神奈川県連合会長。四肢マヒや言語障害がある。とぎれとぎれ絞り出すように話す。私が聞き返す。何度も答えてくれる。約6時間、横田のつばが飛ぶ。

「障害者は当たり前生きてはいけないのか、差別するな、と、それだけです。僕たちがいいたいのは」

．．．．． 略．．．．．

横田は機関紙に「われらかく行動する」を書いた。

- 一、 われらは自らが CP 者であることを自覚する
- 一、 強烈な自己主張を行う
- 一、 愛と正義を否定する
- 一、 問題解決の路を選ばない

愛と正義も否定? 「かわいそうだから障害児を殺した方がいいという。そんな愛ならば、いらない」と横田。

．．．．． 略．．．．．

横田は3年前から食事などすべてに介助が必要になった。「つらいねえ」グループホームや作業所を運営する「障害年金、作業所などはできた。でも人々の考えは根本的には変わっていない。障害者はじゃま、いない方がいいと」誰もが障害を持つ可能性があるのに、どうして。

「形が違うもの、能力の劣るものを排除しようとするのね。でも絶望的な顔をしないでちょうだい。そういう矛盾を抱えているとわかればいいんだ。ひとり一人が。僕は絶望してませんよ、人間に。絶望してたら、運動なんかしてない」
 朝日新聞 (ニッポン 人・脈・記より抜粋)

70年代から続けてきた「あたりまえに生きていたいだけ」という活動家の一言一言が胸に突き刺さってくる。時代が変わってもあたりまえの暮らしへの叫びは変わらない。

生きるための最低限の行為さえもサービスという時間で切り売りされることがこの叫びへの答えになるのだろうか。

(荒川 輝男)

ココニアルタメニ (第4回)

～Dr. マツフジの「自立支援法シンドローム」診察室～

松藤 栄治

前回はお休みしてすみませんでした (といっても、1年程前のその事実を覚えている人はほとんどいないでしょうが……)。

で、今回はその言い訳から始まりますが、昨年1年間はなんか非常に疲れる1年でして、口では「書きます」と言いつつも、実は、正直この原稿に向かうのもしんどいなあ、面倒くさいなあ、サボらせてもらいたいなあ、という気分だったのでした。制度の変更に伴い仕事が忙しくなったから、という理由が真っ先に思い浮かびますが、仕事が忙しいのは今までもそうでしたので (私個人的には、措置から支援費への移行のときの方が業務量的には10倍くらい大変でした)、この精神的な疲労感、やる気の無さの原因は、そういうことではないように思われます。この「自立支援法シンドローム」とでも呼ぶべきウツな気分は、私個人に限らず、障害者福祉業界の関係者 (その中でも特に良心的な人たち!?) に広く共有されているのではないかと推測しているのですが、いかがなものでしょうか? この1年間、出会う業界関係者の誰もが皆一様に疲れて果てていて、目が死んでいましたよ。

しかし、いつまでも死んでいられませんので、今回はこのブルーな気分を吹き飛ばすために、ここ1年来われわれ障害者運動の担い手たちを襲っている、この妙な疲労感の原因は何なのかについて、精神分析の真似事をしてみようと思います。

さて、このプチ・ウツ状態——「自立支援法シンドローム」と呼びましょう——の要因としては、まず第一に、ここ最近2～3年ほどの間の急激な情勢の変化に対して、障害者運動 (この原稿では団体活動に限定せず、当事者や家族、支援者など個々の人たちの地域での日々の生活や、草の根の取り組みを含む、広い意味でこの言葉を使っています) は徹底的に無力だった、という事実が考えられます。現実に対する自己の無力感が引き起こすウツ……。

たとえば、昨年末に急に自己負担のさらなる軽減措置の話が出てきましたが、たしかにこの制度変更には「障害者の声に政治が耳を傾けた (傾けさせた) 結果だ」という側面はあるでしょうし、実際に障害者団体による政治家への働きかけも裏ではあったのかもしれませんが、もしこの4月に選挙が無くて同じ展開があっただろうかと考えると、素朴すぎる見方かもしれませんが、そうは思えないのです。障害者運動とは異なる利害を有する人たちの思惑により、事態が良くも悪くもどんどん進行していく。それは今までも実はそうだったとは思いますが、ここ2～3年の経過を通して障害者運動の情勢に対する影響力の乏しさが、業界内部での盛り上がりはそれなりにあっただけに、逆にはっきりしてしまった、という風に私には感じられます (個人的には、介護保険との統合問題が浮上した平成15年のどこかのタイミングに、障害者運動の側から逆に世間に対して積極的に働きかける勝負どころがあったのではないかと思います。障害者運動はそのチャンスをうまく生かせなかったように思います)。

この障害者運動の「無力」という、われわれとしては認めたくないイヤな現実に対する心理的な対処方法の違いにより、運動の担い手は現在2つのタイプに分かれています。1つ目は、運動の無力という現実には押しつぶされ、ある種の敗北感・徒労感にとらわれながら、あとは介護保険との統合までの日々を粛々とやり過ごすだけ、という心情になっちゃっている、あえて命名するなら「負け犬」タイプの人。もう1つは、今までの運動の方法論ではダメだという現実を直視できず、無力感を無意識に抑圧して、性懲りも無く今までと同じ実践を繰り返している「現実逃避」タイプの人。後者のタイプは表面的には活動的ですが、こころの芯の部分に抑圧を抱えているので、やはり不自然な無理のある活発さとならざるをえません。割合としては、前者のタイプの人が多いと感じますが（私もこっちに当てはまるでしょう）、どちらにしろ、われわれ障害者運動の担い手たちから、覇気が失われているのは間違いのないところです。これに対して、こうした葛藤が元々ない、またはとっくの昔に卒業してしまった介護保険系の事業者の人たちが、この間の制度の激変を、少なくとも精神的な面ではタフにサバイバルしているように見えるのと、実に対照的です。

「自立支援法シンドローム」の第2の要因としては、障害者自立支援法の語りにくさ、その批判の難しさ、が挙げられます。「えっ、自立支援法批判なんてそこら中で言われてるけど!?!」と思われる方も多いでしょうが、私自身はそうした自立支援法批判の言説の大半に、とくに役所向けではない、世間一般が聞き手として想定されているもの（たとえば市民向けの反対ビラや新聞のインタビュー記事など）での支援法批判に、煮えきらなさというか、すっきりしないものが感じられ、また、うがった見方かもしれませんが、そうした批判を発言したり書いたりしている人自身も、自分の感じている本当の不満や問題点をうまく表現・伝達できていないことに対するもどかしさを感じているのではないかと感じられて仕方ありません。しばしば「(自立支援法は) 理念としては素晴らしいものであるが……」といった前置きから始まる支援法批判を目や耳にしますが、理念を認めてしまっている段階で（あとに残されるのは制度設計をどうするかという枝葉の問題のみ……）批判としては本質的に負けていると思います。では、正面から「自立支援法は理念から根本的に間違っている」と訴えることが可能かどうかを考えてみると、特に世間の共感を得るのは（具体的には次の段落以降で述べますが）なかなか一筋縄ではいかないようです。自立支援法（と世間）を前にして出てしまう一種の失語症と、そのストレスによるウツ……。

障害者自立支援法の批判としてよく言われているのは、利用者サイドからの声としては、①自己負担が増えて障害者の生活が苦しくなったという「定率負担問題」と、②障害程度により支給されるサービスの量や内容が決定されるのはおかしい（必要な人に必要なだけの支援を!）という「支給制限問題」、また、サービス提供事業者からは③給付体系の再編とにより事業運営が厳しくなった（サービス単価の減や、日割り計算の導入等の影響）という「給付体系リストラ問題」があります。他にも制度設計上の問題点（障害程度区分の認定基準の問題など）はいろいろ指摘されていますが、自立支援法の根本的な論点はこの3点にあると思いますので、以下ではこの3つの問題をうまく世間の人たちに語り、その共感を得ることができるのかどうかを考えてみましょう（本当はもう1つ、そもそも「自立（支援）とは何か?」という、より根本的な論点があるのですが、それについてはいずれということ）。まず、3つの批判のうち世間にもっともよく認知されているのが①「定率負担問題」で、4月から自己負担の軽減措置が新たに設けられることになったのもそのせいでしょうが、問題はそれがどういう認識から実施されることになったのかです。

おそらく「障害者は年金と作業所の安い工賃しか収入がなくて、自己負担が多いのは可哀想だから、上限額を下げてください」という程度の理解で決まったことなのでしょう。でも、定率負担問題の本質は、負担額の多寡ではなくて、障害のある者が地域で生活していく上で不可欠な支援に対して自己負担が——それが「応能」であれ「応益」であれ「定率」であれ——課せられるということ自体にあったはずで、批判の本質についての認識は全く共有されていないといわざるをえません。これは障害者運動側にも原因があって、自立支援法批判の新聞記事やビラ等で「障害年金が月8万円しかないのに2万4千円も負担できるか!」という趣旨の当事者の訴えをしばしば目にするがありますが、これは「障害者の自己負担が多いのは可哀想だから、上限額を下げてください」という発想の延長線上の議論といわざるをえず、運動側も混乱しているといえるでしょう。というか、「増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化」という自立支援法の「建前」と、「一定の自己負担は当然」という世の中の「常識」を前に腰が引けてしまい、本当は自己負担自体がおかしいと言いたいけど、そこまでは言えなくなっている、ということだと思います。

2つ目は、障害の程度に応じたサービスの支給(制限)という仕組みに対する批判ですが、この仕組みは高齢者福祉の世界では平成12年度から介護保険として既に導入されているもので、一般の人たちの間にも一定浸透した考え方といえるでしょう。それゆえ、この考え方を批判し「必要な人に必要なだけのサービスを」と訴えることは、同時に介護保険制度も批判することにならざるをえません。そうすると、税か保険料かという違いはあれ、それが一般の人々にさらなる負担を強いる(かもしれない)という論点に、否応なく正面から踏み込まざるをえなくなります。「(障害福祉サービスの給付に)そもそも青天井ということは論理的にあり得ない」という意見(福島智東大助教授)もありますが、その主張自体が一般に共有された認識ではないですし、仮に障害者からの要求どおりに要求されただけのサービスを支給しても総支給量が一定の枠内に収まるとして、ではその枠ほどの程度のものなのか、いまより増えるのか減るのか、といったことがわからない(直感的には増えるとはかと思えませんが……)中で、制限を無くして必要なだけサービスを支給すべきだと「支える」側に向かって訴え、共感を得ることが果たしてできるのか。この連載では毎回書いていることですが、そうした社会の側の「負担」の問題をぼかして制度の充実だけを訴えてきたのがこれまでの障害者運動の手法でしたので、障害のある人たちとの「共存」と、そのために社会が負わなければならない「負担」について、世間の人たちに対して説得的に語る言葉を、われわれはまだ持っていないと思います。それゆえ、本当はもっと社会の側の負担について積極的に語るべき場面で、つい躊躇して口ごもらざるを得なくなっているのが現状ではないでしょうか。

3つ目の批判は、給付体系の再編により事業運営が苦しくなった、これでは障害者支援ができないというサービス事業者からの訴えですが、企業倒産やリストラによる解雇が常態化した今の日本社会においては、これは同情はされても「経営努力が足りないところが潰れるのは当然だ」ということで済まされちゃいな主張といえます。実際この3つ目の批判は、行政に対する要求としてはよく出る話にも関わらず、新聞記事などの一般向けの自立支援法批判の言説においてはあまり取り上げられることがなく、一般の人たちにはほとんど認知されていない問題だと思いますが、これはひとつにはそうした事情があるのかもしれませんが。この批判を突き詰めていけば、おそらく障害者福祉の世界に市場原理が導入されたこと自体の批判とならざるをえないと思いますが、競争原理から守られた「聖域」の復活を求める主張は、今の日本では世間の人々に一番聞き入れられにくいタイプの話ではないでしょうか。

以上のような障害者自立支援法に対する批判の難しさが、われわれ運動の担い手たちから言葉を奪い、何が正しくてどうあるべきなのかを見えなくさせ、結果的にウツな気分には拍車をかけていると思われるのです。

では、どうすればこのウツ状態から抜け出すことができるのか？ Dr. マツフジから悩めるあなたにアドバイスをあげましょう！

まず1つ目の原因である「無力感」にとらわれているあなた。あなたには、「第1ラウンドは惨敗でした」という事実を率直に認めつつ、でも「まだ決着がついた訳ではない！」ということを肝に銘じることをおすすめします（何だそりゃ）。「えーっ、もう介護保険と統合で決まりじゃん！」という声が聞こえてきそうですが、その通り、第2ラウンドの舞台は介護保険です。次は介護保険制度を揺さぶって——そうすると当然、今度の戦いは高齢者（高齢の障害者だ！）と一緒にやることにならざるをえないので、高齢者運動との連携も必要でしょう——、今よりもマシな仕組みに変えていくという戦いが、目の前に待っている、というか、もう既に始まっていると云っていいかもしれません。たまたまこの原稿を書いている今日の新聞の一面で、在宅での介護放棄の実態が大きく報じられていましたが、障害者福祉と介護保険統合より前の近いうちに、必ず介護保険の方の問題が爆発して何らかの大きな動きがあると予想されます。そのときこそが、たぶん障害者運動が一般社会に対して訴える次のチャンスだと思いますので、それに向けて、今すぐに地域で何か行動を起こしましょう。いつまでもウツに浸っている場合ではありません。

次に、2つ目の原因である「失語症」にとらわれているあなた。あなたには、とにかく地域社会に向かって障害者の現実を「話す」ことをおすすめします。こんなことを口にすれば、「甘えてる」とか「ずうずうしい」とか「論理矛盾している」とか世間の人たちに思われて拒絶されるのではないかと考えて自己抑制したりせず、とりあえず言いたいことを言きましょう。正当性の弱さや自己矛盾を承知のうえで、それでも必死に訴え共感を得ようとするその身振り自体が、自ずから、自立支援法の有する、ひいては障害者を取り巻く現代社会が抱えている矛盾の存在を、世間の人々に対して「語る」というよりは「示す」のではないのでしょうか。また、そうした一般の人々との間や障害者業界内部でのやりとりを積み重ねる中で、真に自立支援法を批判し乗り越えていく障害者運動の「哲学」（大熊氏）が醸成されていき、やがてわれわれは「語る」言葉を手にすることもできるのではないのでしょうか。

——もちろん、以上で述べたことは楽観的なこと甚だしい処方箋です。ただ、障害者の現実にはわれわれがウツに浸っている間も続いているという、その当たり前の事実には思い至れば、ウツだろうが何だろうが、とにかくやるしかない、ですよ。では、また次回。

しゃかい ふくし ほうじん もり
社会福祉法人そうそうの社はこんなところですよ。

すべての人々(児童から高齢の方、障害のある方)が地域の中で生き生きとした生活が送れる
 ような地域作りと地域に根ざした事業展開を目指しています。法人の夢は、様々な人が集い、憩
 える場を区内各地に作ることで24時間365日の地域での生活支援ができるようになることです。

こんなことをやっています。

ちいきせいかつしえん
 1、地域生活支援

● ちいきせいかつしえん
 ● 地域生活支援センターあ・うん 電話06-6965-7171

かしく そうだん せいかつしえん しゅうぎょうしえん
 各種相談 (生活支援や就業支援) ・ホームヘルパー派遣などを行っています

ちいきせいかつしえん
 ◎地域生活支援センター あ・うん

そうだんしえんじぎょう しょうがい じどう ふく ちいきせいかつ しょうだん
 相談支援事業 [障害のある方 (児童も含む) の地域生活のためのあらゆる相談
 やケアマネジメントを実施します]

きょたくかいごしえん こうれい かた さくせい りよう てつづ だいこう
 居宅介護支援 (高齢の方のケアプラン作成やサービス利用の手続きを代行しま
 す)

◎ホームヘルプセンター とことこっと (きょたくかいご サービス事業)

こじん たく うかが せいかつえんじょ おこな
 個人のお宅に伺い生活援助を行います。

きょたくかいご しょうがいふくし しょうがい かた ざいたく しんたいかいご か じえんじょ
 居宅介護 (障害福祉サービス) 障害のある方の在宅での身体介護や家事援助
 などを行います。

ほうもんかいご かいごほけんじぎょう こうれい かた せいかつかいご しんたいかいご か じえんじょ
 訪問介護 (介護保険事業) 高齢の方の生活介護・身体介護・家事援助などを
 行います。

◎ホームヘルプセンター とことこっと

いどうしえんじぎょう ちいきせいかつしえんじぎょう しょうがい かた ちてきしょうがい しかくしょうがい
 移動支援事業 (地域生活支援事業) 障害のある方 (知的障害、視覚障害、

もうろう がいしゅつしえん おこな
 盲聾) の外出支援を行います。

●庵・げんげん (生活介護) 定員30名

ざいたく かた たいしょう そうげい ちゅうしょく にゅうよく さぎょう おこな
 在宅の方を対象に送迎・昼食・入浴・作業などを行います。

◎庵 城東区中央1-6-2 電話06-6935-0909

ちかてつ つるみりよくちせん がもう ちようめげしやとほ ふん
 地下鉄鶴見緑地線 蒲生4丁目下車徒歩5分

◎げんげん 城東区関目2-6-4 電話06-6935-1727

けいはんのえ ちかてつせきめえき とほ
 京阪野江・地下鉄関目駅より徒歩

●添 (短期入所) (日中一時支援)

障害児・者の在宅の方で宿泊や日中の利用になります。

城東区鳴野西5-18-13 電話06-6965-1235

学研都市線「鳴野」下車 徒歩6分

2、就業支援

●創奏座座 (就労移行支援 定員10名・就労継続支援B型 定員20名)

◎創奏 城東区中央1-7-27 電話06-6935-3794

地下鉄鶴見緑地線 蒲生4丁目下車徒歩5分

◎座座 城東区鳴野西4-17-23 電話 06-4258-6013

JR学研都市線 鳴野下車 徒歩8分

就職を目指す方・のんびり仕事がしたい・静かに仕事をしたい・昼間は家を出て仕事をしたい方等が利用できます。内容は、企業からの下請け作業が中心。一部は企業内授産も行っています。

賛助会員にご協力をお願いいたします

下記の郵便振替口座にお振込み願います。

一口 2,000円

振込先 (加入名) そうそうの杜

口座番号 00940-5-185986

・ 賛助会費 (平成18年3月～平成19年3月)

松本 アサノ	小田原 清美	三宅 麻衣子	櫻井 はす代	原 昌子
綱嶋 和美	横川 清隆	中島 勝二	大谷 眞造	直原 良子
安藤 佐江子	浜口 慶子	辻田 誠	長野 佐樹香	山脇 正昂
明石 令子	松家 弘龍	渡辺 沙淇子	海田 正男	板谷 千代子
板谷 征男	板谷 久子	板谷 英夫	板谷 栄子	瀬川 民雄
瀬川 久美子	松田 晃	松田 夏子	桃井 与利子	勝賀野 淑子
柏木 諭	水谷 春美	井川 孝次	塩本 昌義	橋本 喜義
橋本 千鶴子	橋本 陽子	柳川 敏美	堀井 昌子	増田 美津子
菊池 佳子	浦川 泰子	佐藤 友子	中島 勝	中島 フヂ子
奥山 京子	倉住 勲	入江 隆	来山 秀子	三宅 美幸
河本 芙美子	川端 房子	松井 富士子	数田 博保	塩野 博
室 宣子	幡田 弘子	幡田 ゆみ	前田 朋美	辻 吉雄
辻 八重子	高田 れい子	岸本 謙二	木田 清美	曾谷 幸子
大信土地建物(株)	池岡診療所	山下紙器	大阪市立盲学校内	鍬の会

・ 一般寄付 (平成18年3月～平成19年3月)

藤野 正行	吉見 重則	塩本 昌義	奥山 京子	倉住 勲
荒井 洋一	日比野 清	竹本 伊津子	春本 静良	渡辺 茂夫
清水 成人	吉田 とし江	森田 昭治	森田 千恵	橘
谷本 マツエ	池田 ひとみ	小林 康浩	上出	面高 雅紀
松端 正文	板谷 英夫	木戸 喜一郎	高津 かずよ	中山
CLC	清水薬局	全国コミュニティライフサポートセンター		
なにわ学園	前田 研介	城東区民生委員協議会		

(敬称略 順不同)

上記の皆様よりご寄付をいただきました。ありがとうございました。

その他、地域の方々に牛乳パックや様々な物品等

ご寄付を頂いておりますことを心より感謝申し上げます。

社会福祉法人 ^{もり} そうそうの杜

大阪市城東区鷺野東3丁目18-5

Tel 06-6965-7171 Fax 06-6167-2622

E-mail sou-sou@gol.com

地域生活支援センター あ・うん

大阪市城東区鷺野東3-18-5 Tel 06-6965-7171 Fax 06-6167-2622

ホームヘルプセンター とことこっと

同上

身体・知的障害者デイサービス

同上

身体障害者デイサービス 庵

大阪市城東区中央1-6-23

知的障害者小規模通所授産施設 創奏

大阪市城東区中央1-7-27

Tel・Fax 06-6935-3794

知的障害者小規模通所授産施設 座座

大阪市城東区鷺野西4-17-23

Tel・Fax 06-4258-6013

知的障害者小規模通所授産施設 山下紙器

大阪市平野区長吉川辺2-8-58

Tel・Fax 06-6706-1022

障害者福祉作業センター つむぎ館

大阪市城東区関目1-14-21

Tel・Fax 06-6933-7269

グループホーム 想

大阪市城東区中央2丁目

グループホーム 縁

大阪市城東区中央1丁目

グループホーム 綾

大阪市城東区今福南4丁目

編集後記

お待たせいたしました。好評をほくしている連載を待って、若干名の方には次はいつ出るのかと急かされ、その間に大きなウネリに巻き込まれていることにやっと気がついた次第です。何故この仕事を生業としているの？新たな動きに大きな虚脱感を抱きながら…でも…よしっ！やるかっ！初心にかえってあつい思いをお届けいたします。 (あ)